

第 4 号様式の 2（省令様式）
その 1

選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

令和 〇年 〇月 〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 様

申出者氏名 吉田 太郎 （印）
住所 下吉田〇-〇-〇
電話番号 0555-20-1234

下記のとおり、5 に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 下記 5 に掲げる者の選挙人名簿の登録の有無を確認するため。
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） ・作成した名簿等は、鍵のかかるキャビネット等に保管する。 ・目的が終了しだい、ただちにシュレッダー処理する。 ・外部への持ち出しは禁止する。 ※申出者本人又は申出者と同じ居している方の名簿確認の場合は記載不要です。
5 閲覧対象者	（閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他] の別を記載すること。） 吉田太郎 下吉田 6-1-1 （本人） 吉田健司 下吉田 6-1-1 （同居の長男）
備 考	閲覧希望日時を記載

備考 この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 〇〇後援会 代表 麓 陽介

住所 新屋 5-4-3

電話番号 0555-△△-1234

申出者が政党その他の政治団体である場合に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 後援会臨時総会開催のため、宛名名簿の更新を行うため
3 閲覧者の氏名及び住所	渡辺 二郎 上吉田 1111 深沢 三郎 新町 1-2-3
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者である申出人が、鍵付書庫にて保管する。 葉書作成終了後、5 月 31 日までに、シュレッダー処理する。
5 閲覧対象者の範囲	市内全域 名簿登載者 100 人の現況確認
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 承認法人閲覧事項取扱者（別紙）
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を □する □しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	当団体の広聴広報担当者 〇〇〇外 2 人
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を ■する □しない
備考	(添付書類について記載すること。)規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書きの規定により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも 1 人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 承認法人に関する申出書、政治団体の届出書の写し

備考 1 この様式は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 上記の欄 8 及び 10 中の別添申出書の様式は、それぞれ「その 3」及び「その 4」の様式に準ずるものとする。

政治団体申請（承認法人なし）の場合

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 藤三郎後援会 代表 麓 陽介

住所 新屋 5-4-3

電話番号 0555-△△-1234

申出者が政党その他の政治団体である場合に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 後援会臨時総会開催のため、宛名名簿の更新を行うため
3 閲覧者の氏名及び住所	渡辺 二郎 上吉田 1111 深沢 三郎 新町 1-2-3
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 管理責任者である申出人が、鍵付書庫にて保管する。 葉書作成終了後、5月31日までに、シュレッダー処理する。
5 閲覧対象者の範囲	市内全域 名簿登載者 100人の現況確認
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) 当団体が指定する構成員2人
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を □する □しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	広報担当（丘ひろ子、渡辺かおり）
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を □する ■しない
備考	(添付書類について記載すること。)規則第3条の2第2項ただし書きの規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 政治団体の届出書の写し、政治活動実績書略(現職:市議会議員 富士三郎)

備考1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その3」及び「その4」の様式に準ずるものとする。

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

令和〇 年〇 月〇 日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者氏名 富士見太郎 (印)

住所 新屋 1-2-3

電話番号 0555-23-4567

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所
渡辺 二郎	上吉田 1 1 1 1
深沢 三郎	新町 1 - 2 - 3

政治活動（団体申請）の場合で該当する場合
承認法人に関する申出書

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者

政党その他の政治団体の名称

〇〇後援会

代表者の氏名 ◇◇ ◇ (印)

主たる事務所の所在地

新屋 〇〇〇

電話番号 0555-

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第 28 条の 2 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	大江戸リサーチ株式会社
2 法人の代表者の氏名	大江戸 史郎
3 法人の主たる事務所の所在地	甲府市 青沼 1-2-3
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。) 後援会事務局においてデータ整理を行う。なお、当該法人は情報セキュリティー体制も整えられており、信頼できる。
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	情報処理部情報処理課
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) ・情報処理課長を取扱責任者とし、課員のみの取り扱いとする。 ・データファイルは、パスワードにより他者の閲覧を制限し、U S B などによる閲覧事項に係る電磁情報の持ち出しは禁止する。 ・なお、業務終了後ファイルは消去し、出力した関連書類は溶解処理を行う。
7 閲覧者に関する事項	承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。 閲覧者は承認法人の構成員であって、当該承認法人が指定する者である。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者氏名 山梨社会大学 社会文化部教授 大木学（印）

住所 甲府市△△ 番地

電話番号 0552-1234-5678

申出者が国等の機関である場合にあっては
その名称を、申出者が法人である場合にあっては
その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動・選挙に関する（ ☐ 統計調査、 ☐ 世論調査、 ☒ 学術研究）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 本年●月〇日執行の××選挙における投票行動に関する全国アンケート調査の調査対象者として抽出するため。
3 閲覧者の氏名及び住所	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。）春日五郎沢 甲府市〇〇〇、八巻良子 昭和町〇〇〇〇
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 管理責任者である申出人が、鍵付書庫にて保管する。 研究終了後、7月31日までに、シュレッダー処理する。
5 閲覧対象者の範囲	第5投票所および第18投票所のうち50人
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。）〇－ 甲府市 △△△ 山梨社会文化大学 社会学部教授 大木 学
7 調査研究の成果の取扱い	（公表の時期、方法等について具体的に記載すること。） 調査研究報告書を作成し、〇年〇月〇日開催の学会にて発表
8 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。） 閲覧者は、申出者が指定する者である。
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	（申出者が法人である場合に記載すること。）
10 個人閲覧事項取扱者の指定	（申出者が個人である場合に記載すること。） 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を ■する ☐ しない
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。）
備考	（添付書類について記載すること） 調査研究説明書、調査票の写し、直近の内閣支持率調査結果の記事の写し、個人閲覧事項取扱者の申出書

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中10の別添申出書の様式は、それぞれ「その2」の様式に準ずるものとする。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者氏名 富士山新聞△支局 支局長 森 和也（印）

住所 甲府市△△ 番地

電話番号 0552-1234-5678

（申出者が国等の機関である場合にあっては
その名称を、申出者が法人である場合にあって
はその名称、代表者の氏名及び主たる事
務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本
を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動・選挙に関する（□統計調査、■世論調査、□学術研究）
2 閲覧事項の利 用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 内閣の支持率調査
3 閲覧者の氏名 及び住所	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記 載すること。）八巻良子 昭和町〇〇〇〇
4 閲覧事項の管 理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 支社の調査部内で施錠できる書庫に保管し、調査終了後は機密ゴミとして溶解処 分する。
5 閲覧対象者の 範囲	第 5 投票所および第 18 投票所のうち 300 人
6 調査研究の責 任者の住所及び 氏名	（申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名 を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。）〇－ △支局 調査部長 鏡 二郎
7 調査研究の成 果の取扱い	（公表の時期、方法等について具体的に記載すること。） 〇年△月の新聞に特集記事として掲載予定
8 閲覧者に関す る事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方 公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の職員である旨 を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、 それぞれ記載すること。） 閲覧者は、本社の社員であり、申出者が指定する者である。
9 法人閲覧事項 取扱者の範囲	（申出者が法人である場合に記載すること。） △支局 調査部調査課の課員
10 個人閲覧事項 取扱者の指定	（申出者が個人である場合に記載すること。） 別添申出書のとおり、法第 28 条の 3 第 5 項の規定による申出を □する □しない
11 申出者が受託 者である場合に は、委託者の氏名 及び住所	（委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び 代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。）
備考	（添付書類について記載すること） 調査研究説明書、調査票の写し、直近の内閣支持率調査結果 の記事の写し

備考

- この様式は、法第 28 条の 3 第 1 項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選
挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中 10 の別添申出書の様式は、それぞれ「その 2」の様式に準ずるものとする。

調査研究説明書（公人申請・団体申請 共通）

1. 調査研究の名称	本年●月○日執行××選挙における有権者の投票行動全国アンケート調査	
2. 調査の目的	低投票率に終わった本年●月○日執行の××選挙における地域、性別、年齢別の投票行動を把握し、今後の投票率の向上に向けた方策等を研究する。	
3. 調査主体及び連絡先	甲府市 △△△ 山梨社会文化大学 社会学部教授 大木学	
閲覧対象者の範囲		
4. 調査研究全体の閲覧範囲と閲覧件数	1. 全国 2. 山梨県 3. 富士吉田市 4. その他（ ）	件
5. 山梨市における閲覧範囲と閲覧件数	第5投票所および第18投票所の中から抽出	約50 件
調査研究成果の取り扱い		
6. 成果の取りまとめ方法	1. 報告書（名称：本年●月○日執行××選挙における有権者の投票行動調査結果） 2. その他（ ）	
7. 公表の時期	2022年10月	
8. 公表の方法	学会にて発表	
閲覧事項の管理方法		
9. 管理責任者の氏名	大木 学	
10. 保管の方法	閲覧書写した一覧は、研究室内鍵付書庫に保管 一覧を基に作成した電磁記録については、研究室内のみ利用とし、持ち出しを禁止する。	
11. 処分の方法	調査研究終了後、シュレッダー処理する。	
12. 処分の時期	○年△月□日までに処分	
13. 備考		

* 調査票の写しの提出ができない場合は、調査概要等を備考欄に記入してください。

個人閲覧事項取扱者に関する申出書（調査研究）

令和〇年〇月〇日

富士吉田市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 山梨社会文化大学 社会学部教授 大木 （印）
住所 甲府市 〇〇
電話番号 0552-△△-◇◇◇◇

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所
川崎 八郎	国分寺市 〇-〇-〇
山口 富士子	甲府市 〇-〇-〇